

公売に参加しませんか

公売ってなに？

市が差し押さえた財産を滞納市税に充てるため、広く購入希望者を募り、入札または競り売りで売却することです。

誰が参加できるの？

原則、どなたでも参加できます。

どんな財産を公売しているの？

電化製品や楽器、バイク、自動車、不動産など、さまざまな種類があります。

どこでやっているの？

市役所または官公庁オークションサイト（K S I官公庁オークション／右記QRコード）で行います。



参加するときに注意することは？

財産は修繕等はなされず現状のまま売却し、買い受け後の返品は認められません。不動産は、登記簿謄本による権利関係の確認や、現地確認をおすすめします。動産は、入札前に下見会を開催することがありますので実物をご確認ください。

公売事例（落札価格）

- ・楽器（ギター、ベースのセット）= 4千円
- ・バイク（ホンダモンキー 50cc 特別モデル）= 35万円
- ・自動車（ホンダフィット）= 23万円
- ・不動産（市内宅地約 450㎡）= 400万円

Q&A

税務課によく寄せられる質問を紹介します。

Q 軽自動車を5月に廃車したにもかかわらず、納税通知書が届きました。なぜでしょうか。



A 軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の軽自動車の所有者（使用者）に対して課税されます。そのため、4月2日以降に廃車または譲渡しても、1年分の税金を納める必要があります。使用月数に応じて課税したり、還付したりすることはありません。

一方で、4月2日以降に登録した車両については、その年の軽自動車税（種別割）は課税されません。車両を所有しなくなった場合は、右表の

コンビニ・スマホで納付

市税は、全国のコンビニエンスストアでいつでも納付できます。

また、スマートフォン決済も可能です。専用アプリで納付書に印字されているバーコードを読み取るだけで、登録した金融機関口座やチャージ残高から、時間、場所を気にすることなく、いつでも自宅から納付できます。スマホ決済会社によってはポイント還元があります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

利用可能なスマートフォン決済の種類

- ・LINE Pay
- ・Pay B
- ・楽天銀行
- ・Pay Pay
- ・au PAY
- ・銀行 Pay（ゆうちょ Pay 等）
- ・J-Coin



市税は期限内に納めましょう

12月は「税込確保重点月間」

市民税や固定資産税、軽自動車税といった市税は、市のまちづくりや福祉、教育を支える貴重な財源です。納税は口座振替やコンビニエンスストア、スマートフォンなどでできます。必ず納めるべき期限（納期限）までに納付してください。

◆問合せ 税務課（市役所内線 1101、1102）

相続時は手続きが必要
納税者が亡くなった場合、死亡者の税金は、借金などと同様に配偶者や子などの相続人へ引き継がれます。放置すると、相続人の財産が差し押さえなどの滞納処分を受けます。相続人は、死亡者名義の不動産の所有権移転、軽自動車等は名義変更または廃車手続きをする必要があります。相続しない場合は、相続開始があったことを知った時から3カ月以内に、家庭裁判所で相続放棄の手続きが必要です。有益な財産だけを

滞納には延滞金が加算
期限内に納付した方との公平性を保つため、納期限を過ぎた納付には延滞金（納期限の翌日から一カ月以内は年2・5%、それ以降は年8・8%）が加算されます。うっかり納め忘れた場合も同様です。

市民サービスは、市民の皆さんが納める税金、保険料、使用料等により提供されます。多くの方が期限内に自主的に納付されますが、さまざまな理由で滞納している方がいます。未収金の増加は、納期限内に納付した方との公平性を欠くだけでなく、市財政を圧迫し、市政運営に支障をきたすおそれがあります。市は、資力がありながら納税しない滞納者には、徹底した財産調査をし、判明した財産の差し押さえなど法令に基づく滞納処分を実施します。



タイヤロックによる財産の差し押さえ

納付は口座振替が便利です
金融機関窓口か市役所税務課で申し込みができます。預貯金通帳、銀行届出印、納税通知書をご持参ください。一度登録すると、翌年度以降は自動的に引き落としされます。

相続することはできませんのでご注意ください。
納税が困難なときは相談を
新型コロナウイルス感染症の影響や、病気、失業、経営不振など、やむを得ない事情で期限内の納税が困難な場合は、生活状況などを聞き取り、徴収を猶予する制度があります。「払えないから」とそのままにせず、納期限が過ぎる前にご相談ください。ただし、虚偽の申し出や納付計画が不履行になった場合は、滞納処分の対象になります。

◆滞納処分の流れ

- ①納期限を過ぎ、20日以内に納付がない場合は、督促状を発送します（手数料70円を加算）。さらに10日を過ぎると、滞納処分の対象になります。
- ②催告書などで滞納の事実を通知します。予告なく滞納処分を行うこともあります。
- ③事前承諾なく、調査（金融機関・勤務先への照会、取引先売掛金、不動産・自動車の保有状況、自宅等の搜索）を行い、滞納者の財産を差し押さえます。
- ④差し押さえた財産を売却、預貯金を金融機関から取り立てるなどして、滞納市税に充当します。

◆差し押さえ件数と徴収額

財産種別	令和2年度	令和元年度
預貯金	212件	213件
国税還付金	33件	27件
不動産	1件	2件
自動車・軽自動車・動産	0件	4件
生命保険	14件	13件
給与	36件	25件
年金	11件	8件
出資金等	57件	65件
合計	364件	357件
徴収金額	41,191,209円	43,590,851円